

# 2023年6月定例県議会 代表質問

2023年6月22日

日本共産党 吉田英策県議

日本共産党の吉田英策です。県議団を代表して質問をいたします。

第211回通常国会が昨日終わりました。今国会最終盤、5年間で43兆円の大軍拡のための防衛力強化資金を創設する軍拡財源法、原発事故の教訓を投げ捨て原発回帰を図る原発推進等5法、トラブル続きに目をふさぎ個人情報や企業の利益に役立たせるマイナンバー関連法、性的少数者の願いに逆行し、差別を助長するLGBT法、外国人の人権をも否定する入国管理法など、多くの国民の願いに背を向け、日本の在り方を大転換する悪法を、自民、公明、維新、国民民主の4党で強行しました。岸田政権の進める大軍拡は、まさに「軍事栄えて民滅ぶ」亡国の道であり許すことはできません。

ロシアのウクライナ侵略から1年4カ月が経過し、町が破壊され、多数の犠牲者が出ている下で世界が結束して、国際世論で包囲し一刻も早く戦争を止めることが求められています。日本共産党は、東アジアで軍事的対立が起きないように3月、日中両国に対し「日中両国関係の前向きな打開のために」との提言を発表し平和と友好に向けた共通の土台を生かした外交努力をおこなうよう呼びかけました。このほど、アメリカのブリンケン国務長官が中国を訪問し、周主席との会談が実現したことは重要です。軍事的危機を防ぐ外交にこそ力を尽くすべきです。

日本共産党は、憲法9条を生かした外交努力を求めるとともに、岸田政権の国民無視の政治と対決し、命とくらし最優先の福祉型県政実現のために力を尽くすものです。

以下質問に入ります。

## 一、電気代高騰からくらしを守ることについて

物価高騰が依然続き、電気、ガス、食料など生活に欠くことのできない品目の値上げは続いており、県民のくらしを直撃しています。家計の負担増は、2人以上の世帯で年間14万3千円以上との試算も出されています。

物価上昇からくらしと生業を守るための対策が求められます。そのためにも、働く者の賃金の引き上げ、年金削減の中止、消費税の減税を行うべきです。

物価高騰に加え、政府は、電力大手7社からの家庭向け電気料金の値上げを了承しました。これにより今月から家庭向けの電気料金は、東北電力管内では、平均世帯で2割以上の値上げです。県民には大きな負担となります。高齢者世帯、低所得の世帯にとってはより一層深刻です。

① 電気料金の値上げを行わないよう電気事業者に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

温暖化による猛暑の中で、事情により電気代の滞納で電気の供給を止められるなどということがあってはなりません。それこそ命にかかわる問題です。

東京都の監察医務院の速報では、昨年夏に熱中症で死亡した人は23区で200人に上り、うち187人が屋内で死亡、66人はエアコンを設置しておらず、102人はエアコンを設置しても使用していなかったと報告しています。

県内では昨年度、熱中症による緊急搬送者は、1,288人で内高齢者は515人に上りました。重傷者は28人で死亡も2人出ています。屋内からの搬送者は78人です。

経済産業省は、新型コロナ対応で、電気事業者に対し、電気料金の支払いに困難な事情がある方に対し、その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる電気の供給停止の猶予など柔軟な対応を要請しました。電気代高騰のもとでこうした対応が必要です。

② 電気料金の滞納者に対して電気の供給を停止しないよう電気事業者に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

エアコンが必要な保育所や放課後児童クラブ等の電気代については、市町村支援が必要です。

③ 保育所や放課後児童クラブ等への電気代補助のため、市町村への支援を行うべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

## 二、安全保障政策の大転換について

岸田首相が進める敵基地攻撃能力、いわゆる反撃能力の保有は、専守防衛を旨とした日本の在り方を変え、「統合防空ミサイル防衛」の下で自衛隊が米軍と融合し、他国へ先制攻撃を行うもので、これまでの安保政策を根底から覆す重大な憲法違反です。

敵基地攻撃能力保有のため、5年間で43兆円、軍事費・防衛費を2倍化しGDPの2%にまで引き上げるもので、これを進めれば日本は、世界第3位の軍事大国になります。財源確保のため、県内では、国立病院機構・旧社会保険病院などの積立金や東日本大震災の復興特別所得税の転用を行うとされ、このことは許されません。

岩手県知事は、敵基地攻撃能力の保有について、「専守防衛を旨とする従来の日本国憲法第9条の解釈を変更し、日本の先制攻撃の可能性を示すことは、日本と周辺国との緊張が高まる危険性がある」との認識を示し、日本政府に対し、「憲法第9条の趣旨を尊重し、近隣諸国との友好と、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に求める」と述べています。

本県は、原発事故後、地震、水害など甚大な災害に何度も見舞われており復興の途上です。県民の命と暮らしを守ることからも憲法9条違反の大軍拡に知事は反対すべきです。

① 敵基地攻撃能力の保有を含めた安全保障政策の大転換は、県民の命と安全を脅かす

ものであり、国に中止を求めるべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

### 三、原発推進と海洋放出の中止について

原発事故の教訓を投げ捨て原発回帰に大転換する原発推進5法いわゆるGX脱炭素電源法が自民、公明、維新、国民民主により成立しました。

本県は、原子力に依存しない社会づくりを掲げ、再生可能エネルギーの推進を復興理念としており、再生可能エネルギー推進の大きな妨げになります。

「GX法」は、運転期間を制限する条文を規制する側から推進側である経産省の電気事業法に移し、40年から60年を超える運転を可能にしました。また、基本方針では、原発事故後、新增設・建て替えを想定しないとしていたものを、「廃炉を決定した原発の敷地内での建て替えを対象として、具体化を進めていく」と新增設を打ち出しました。

国が2021年に示したエネルギー基本計画で、「原子力は安全を最優先し、再生可能エネルギーの拡大を図る中で可能な限り原発の依存度を低減する」としたことからの大転換です。

原発事故から12年、原子力緊急事態は解除されておらず、避難者は県発表でも2万7千人、実際にはこの数をはるかに超える人が避難を継続しています。「福島原発事故をもう忘れたのか」との厳しい声が広がっています。福島原発事故の教訓を捨て去る暴挙と言わざるを得ません。

① 原発事故の教訓や被災者の声に背を向けて原発を推進するGX脱炭素電源法の廃止を国に求めるべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

汚染水・処理水の海洋放出についてです。県漁連は一貫して中止を求め、多くの県民は納得していません。国・東電、県漁連三者で交わした「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」との約束は重いものであり、国が約束を破ることは許されません。

前日本民俗学会長の川島修一さんは、「漁師にとって海は神聖なところ、ALPS処理水の海洋放出について、海と生活する人間に対する配慮のなさは明らか」と話しています。

いわき市で今月4日に行われた国、東電、規制庁の説明会で経産省の担当者は、約束は「遵守する」と答えました。そうであれば、海洋放出などできないことになります。国、東電は海洋放出を断念し別の道を探るべきです。また、東京電力の担当者は「電気がいらないというなら別だが、電気が必要なら原発は必要」などと許しがたい発言をしています。

今月15日に閉会したいわき市議会は、「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」との約束を履行することを求める意見書を全会一致で採択しました。

川俣町議会は14日、「海洋放出に反対する意見書」を採択しています。

また、今月7日に開かれた全国市長会で、「処理水については海洋放出によらない新

たな処理・保管方法を国の責任で検討する」ことを求める決議を行っています。

約束を無視する海洋放出は、漁業者、県民への冒とくであり、絶対に許せるものではありません。

- ② 汚染水・ALPS処理水の取扱いについて、「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」とした漁業者との約束は重いものであり、理解が得られていない以上、海洋放出はすべきではないと思いますが、県の考えを尋ねます。

#### 四、新型コロナウイルス感染症対策について

先月8日から新型コロナウイルスは「5類」に移行されましたが、コロナウイルスが弱まったわけでも流行が終わったわけでもなく、WHOも警戒を怠らないよう呼び掛けています。

第8波までのコロナ感染拡大では、医師数の不足、政府の病床削減政策で病床ひっ迫、保健所の削減により体制や職員の不足など、日本の貧弱な医療や保健所体制の現実が明らかになりました。

5類移行後も県内の感染者は、増加傾向にあります。政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会会長を務めた尾身茂氏は「第9波の入口に入ったのではないかと語り今後の感染拡大の可能性に言及しています。

医療費に自己負担が発生することで受診抑制により、感染拡大を招き、医療ひっ迫を再び繰り返してはなりません。感染者数や感染状況など必要な情報を県民に知らせ、感染対策などを示すことは、感染拡大防止のために必要です。インフルエンザは定点観測で「1」を超えたら感染拡大傾向との基準がありますが、新型コロナウイルスではありません。

- ① 新型コロナウイルスの感染状況を判断する基準を示すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

- ② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、県はどのように取り組んでいくのか尋ねます。

5類移行後、保健所による療養期間中の健康観察や生活支援は中止になりました。また検査・治療費は自己負担です。感染してから治療に移るまで個人の責任が求められます。感染を自覚せず、行動すれば感染を拡大することになります。検査は気軽に、いつでもできる体制が求められます。

- ③ 県民が無料で検査を受けるための取組を県独自で再開すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

感染リスクや重症化リスクの高い社会福祉施設等での感染防止などは、今までの対策

を継続することが必要です。

- ④ 介護施設・障がい者施設に対し、感染拡大防止のためのかかり増し費用を補助すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。
- ⑤ 介護施設での感染者については入院対応を原則とすべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

## 五、マイナンバーカードと個人情報保護について

法改正により、健康保険証は来年秋に廃止されマイナンバーカードと一体化されますが、国会論議のさなかにも、マイナンバーカードのトラブルは発生し続け、国民の信頼は失墜しているにもかかわらず強行したことに強く抗議します。

そもそもマイナンバーカードの利用は、任意のはずですが、健康保険証との紐づけで事実上義務化しました。これにより国は個人情報の一元管理を進めます。

健康保険証との紐づけによるトラブルは、他人の診療情報や薬剤情報が出る、それをもとに診療を行えば命にかかわる問題です。

県内でも医師や歯科医師でつくる福島県保険医協会の実態調査でも、システムを導入したと回答した193の医療機関のうち、63.2%にあたる122の医療機関が「トラブルがあった」と答えています。直ちに運用を中止し、総点検が必要です。

読売新聞社説は、「見直しは今からでも遅くはない。いったん凍結し国民の不安を払拭するのが筋だ」「法律が成立したからと言って、制度の見直しは不可能だと考えるのは早計だ」と指摘しています。

- ① マイナンバーカードと健康保険証の一体化を中止し、従来の健康保険証を残すよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

政府はマイナンバーカードの利用を社会保障、税、災害対応にとどめず「準ずる事務」として際限なく拡大しようとしています。各種世論調査でもマイナンバーカードの利用拡大に「不安を感じる」は7割を超えています。

- ② マイナンバー制度の利用範囲の拡大は中止すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

マイナンバーカードが、住民票、免許証、年金、保険証、預貯金にデータを紐づけすれば、個人情報の流出や個人のデータが際限なく利用される恐れもあります。イギリス、アメリカ、ドイツなどはプライバシー保護、なりすまし被害の横行などでマイナンバーカードの運用を中止しました。

個人情報の流出を抑え、活用に制限を加える社会的ルールが必要です。

- ③ マイナンバーカードにおける個人情報を保護する仕組みを作るよう国に求めるべき

と思いますが、県の考えを尋ねます。

## 六、気候危機の打開について

広島G7サミットを前に開かれた気候・エネルギー・環境相会合で、焦眉の課題である石炭火力発電の段階的廃止の時期は、日本政府の抵抗で共同声明に明記されませんでした。

国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は今年3月、「第6次統合報告書」で世界の平均気温は産業革命前からすでに、1.1度上昇しており、現在の各国の削減目標のままでは1.5度に上昇するとし、でき得る限りの気候変動対策を講じる必要があることを強調しています。このままでは、人類が生存できない環境になることを警告しています。

世界第5位の排出国であり、G7サミットの議長国である日本の姿勢が問われています。日本政府が示す削減目標は、2010年比で42%の削減にすぎず、EUの55%などから見ても著しい立ち遅れであり、不十分です。日本は、二酸化炭素の最大の排出元である石炭火力発電の廃止に踏み切るべきです。

県は、カーボンニュートラルに向けて、事業所と学校に対して、二酸化炭素の「見える化」にとり組みますが、石炭火発の温存は、こうした県民の取り組みをも台無しにするものです。

① 県内の石炭火力発電所の廃止を事業者を求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

県は、水素の活用を推進していますが、水素を化石燃料から製造する場合は、大量の二酸化炭素を発生し、温暖化防止にはなりません。NEDOが中心に進める浪江町の水素製造施設では、実証事業とはいえ水素製造の電力の一部を東北電力から賄っています。また、褐炭からの水素製造は大量の二酸化炭素を発生させます。

アンモニアの混焼も、石炭火力発電の延命でしかなく、二酸化炭素の削減効果は4～5%程度と指摘されています。

温室効果ガス削減など地球温暖化防止のためには、水素の活用ではなく、再生可能エネルギーの飛躍的な推進こそ必要です。

② 県は、再生可能エネルギーの飛躍的な推進にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

## 七、災害対策について

本県は2011年の東日本大震災以降も地震、豪雨などにより甚大な被害を受け続けています。そのたびに、人的な被害、住宅被害が発生し、長期、短期にわたる避難生活を余儀なくされています。避難の状況は様々で、避難所や親類、知人、自宅などですが、

被災者一人ひとりの実情に応じた支援が必要です。いま被災者一人ひとりの実情に応じて寄り添い支援する「災害ケースマネジメント」の取り組みが進められ、国はこの取り組みを整備するために防災基本計画を修正しました。

国に先駆け鳥取県や仙台市などでは、専門チームにより戸別訪問や相談活動の支援が始まっています。災害ケースマネジメントは、被災世帯を訪問し、困りごとなどを聞き取り、被災者個別の状況に合わせて支援計画を作成し、専門家の派遣や支援窓口とのマッチングを行うものです。

災害が多発する本県でこそ、災害ケースマネジメントを盛り込んだ条例を整備すべきです。

- ① 災害基本条例を制定し、市町村と連携した災害ケースマネジメントに取り組むべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

県発注の河道掘削や建設工事で発生する建設残土の処理について、処理場近くの住民から苦情が寄せられています。積み上げた残土が雨で宅地に流入する、風により砂ぼこりが巻き上げられ洗濯物が干せない、運搬するトラックの振動で住宅や道路が損壊するなど、県工事での発生土に対し、県の責任ある対応が求められます。

- ② 県は、公共工事の施工に伴う建設発生土の運搬や処分において、発注者として周辺住民の生活環境の保全にどのように取り組んでいるのか尋ねます。

## 八、福祉型県政への転換について

運転免許証の返納などでの高齢者の移動手段の確保は、どの地域でも深刻な問題です。高齢者がいつでも元気で社会活動ができ、買い物や病院などへの移動が安心してできることが求められます。

- ① 高齢者の移動手段の維持・確保にどのように取り組んでいくのか、県の考えを尋ねます。
- ② 高齢者に対するバスや鉄道の運賃無料化を実施すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。
- ③ 市町村が取り組むデマンド型乗合タクシー等への補助制度の補助率を抜本的に引き上げるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

出産育児一時金の財源を、75歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度から捻出するため、保険料の上限額を段階的に引き上げました。また子ども未来戦略の加速化プランでは、少子化対策として社会保障給付削減、社会保険料引き上げなど世代間の対立をあり、国民負担増を狙っています。

- ④ 子育て支援を理由に後期高齢者医療の保険料引上げを行わないよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

国保税の均等割は、子どもにも加算され、少子化対策、子育て支援に反します。南相馬市や白河市、二本松市、平田村は全額免除、福島市は第2子から免除しています。

- ⑤ 子どもに係る国保税の均等割を県として全額免除すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

## 九、教育について

「産休で生じた欠員を埋められない」「新学期を迎えても担任の配置ができない」「教務主任がクラス担任を兼務する」など、福島県が東北で一番教員不足が深刻です。「退職して10年以上もたった元教員にも話が来た」など本県の教員不足の深刻さを物語っています。

教員不足は子どもたちの教育環境にも大きく影響します。NHKの調べで「教員不足により授業や活動に影響している」「いじめや不登校の対応などに影響している」と全国の教育委員会の85%から寄せられているといます。

教員を増やすことは、子どもたちに豊かな教育を提供し健全な成長を保障するために欠くことのできないことです。また教員の働き方改革のため、残業時間を減らし人間らしい働き方を保障するためにも当然必要です。

- ① 教員不足を解消するために必要な教員を県独自に正規採用で確保すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

県教育委員会は、保護者や県民が求める小中学校の給食費の無償化について、「義務教育は市町村の所管」「食材費等は学校給食法により保護者負担」との姿勢を取り続けています。しかし、千葉県では、2023年1月から市町村と費用を分担して小中学校などでの学校給食費を第3子以降は無料にしました。これは、学校給食費の保護者負担の軽減に向けて県単位で支援ができることを示しています。また、「食材費は学校給食法により保護者負担」という点についても、文科省は、「保護者の負担を軽減することは可能」としています。財政的な困難を抱えながらも保護者負担軽減のために努力する市町村を、県は積極的に支えるべきではないでしょうか。

学校給食費の無償化は、保護者負担の軽減という福祉的な施策にとどまらず、憲法第26条の義務教育無償の原則に沿うものとして、本来国が推し進めるべきものです。「日本一子育てしやすい福島県」を掲げる本県こそ無償化を実現し、全国に広げる役割を担うべきです。

- ② 市町村立小中学校の給食費の無償化を県の制度として実施すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。



小中学校の給食費の無償化をはじめ、教育費負担の軽減を進めることは、保護者の生活を支えることとともに、豊かな教育環境を子どもたちに提供することになります。

県立高等学校での教育でも同様です。県は、国が進めるGIGAスクール構想の下で2022年度から高校生に1人1台のタブレット端末を持たせていますが、費用は原則個人負担です。所得に応じた補助制度はありますが、保護者にとっては大きな負担です。

また、高校の特別教室のエアコンの電気代についてですが、気候変動による猛暑が予想される上、原油高騰などでエアコンの電気代の負担が保護者に大きくのしかかってきます。特別教室のエアコンの電気代は県負担にすべきです。

③ 県立高等学校の一人一台端末とエアコン稼働に係る経費の保護者負担をなくすべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

以上で質問を終わります。

## 【答弁】

内堀雅雄知事

吉田議員のご質問にお答えいたします。

安全保障政策につきましては、我が国の防衛、安全保障にかかわる重要な問題であることから、国会において、十分な議論がなされるべきと考えております。

次に、GX脱炭素電源法についてであります。

原子力政策につきましては、福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に、国の責任において検討されるべきものと考えております。

県といたしましては、引き続き、いまだ途上にある県内原発の全基廃炉に向けた取組を安全かつ着実に進めるよう国と東京電力に強く求めるとともに、二度と本県のような過酷な事故を起こしてはならないということを国内外にしっかりと発信してまいります。

### 一、電気代高騰から暮らしを守ることについて

企画調整部長

電気料金の値上げにつきましては、世界的な燃料価格の高騰などを背景に、事業者が国の認可を得るなどして実施したものであり、県といたしましては、事業者に対して、引き続き、消費者への丁寧で分かりやすい説明を求めてまいります。

保健福祉部長

電気料金の滞納につきましては、滞納を未然に防止することが重要であることから、6月補正予算に生活困窮世帯に対する電気料金高騰などの影響を緩和するための補助経費を計上したところであります。

また、生活福祉資金の貸付けや家計改善支援事業等も活用しながら、生活困窮世帯に対する支援を行ってまいります。

こども未来局長

保育所等への電気代補助のための市町村支援につきましては、保育等の実施主体である市町村に対し、地域の実情や施設の状況を踏まえ、国の交付金を活用して事業者への支援を積極的に行うよう依頼するとともに、県内市町村の取組状況を情報提供しております。

また、県が所管する認可外保育施設について、電気代等を支援するための経費を6月補正予算に計上したところであります。

## **二、安全保障政策の大転換について**

(知事答弁)

## **三、原発推進と海洋放出の中止について**

危機管理部長

ALPS処理水の取扱いにつきましては、これまでも国に対し、漁業者の皆さんに誠意を持って丁寧かつ十分な説明を重ねることや、万全な風評対策に取り組むことを繰り返し求めてきたところであり、国においては、政府一丸となって万全な対策を講じ、最後まで責任を全うすべきであると考えております。

## **四、新型コロナウイルス感染症対策について**

保健福祉部長

次に、新型コロナウイルスの感染状況を判断する基準につきましては、感染状況を確認するに当たり、各地域で異なる指標が用いられることによって混乱が生じないように、全国共通の客観的な基準の設定を国に求めているところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止につきましては、感染力が強いことなどウイルスの特性は変わらないことから、定点当たりの新規陽性者数や入院者数、病床使用率など、必要な情報を適時適切に公表しております。

また、場面に応じたマスク着用や手洗い、換気など、基本的な感染対策の有効性について各種広報媒体を通して継続的に発信し、注意喚起を図ってまいります。

次に、県民が無料で検査を受けるための取組につきましては、5類感染症への移行に伴い、政府において、抗原定性検査キットが普及したことや他の疾病との公平性を踏まえ、終了すると判断されたものと認識しております。

引き続き、新型コロナウイルス感染症相談センターの活用や検査キットによる自主的な検査について周知を図ってまいります。

次に、介護施設・障がい者施設における感染拡大防止のためのかかり増し費用の補助につきましては、感染者が発生した施設に対し、今年度も引き続き、人材確保に係る費用や必要な衛生用品の購入費等を補助してまいります。

次に、介護施設での感染者の入院対応につきましては、医師の診断に基づき、必要な医療を提供しております。今後も、介護施設が医療機関等との連携体制を確保できるよう支援してまいります。

## **五、マイナンバーカードと個人情報保護について**

保健福祉部長

次に、マイナンバーカードと健康保険証の一体化につきましては、今月、マイナンバー法等の一部改正関連法が国会において成立したところであり、県といたしましては、情報セキュリティ対策の徹底と全ての県民が必要な保険診療を確実に受けられる仕組みづくりについて、全国知事会を通して国に求めてまいります。

企画調整部長

次に、マイナンバー制度の利用範囲の拡大につきましては、デジタル社会実現の重要な基盤として国民の利便性の向上と行政運営の効率化を図ることを目的に国において進めているものであり、県といたしましては、個人情報の適正管理を始め、安全・安定的な運用に努めつつ、県民サービスの向上に取り組んでまいります。

次に、マイナンバーカードにおける個人情報の保護につきましては、今回の全国的な誤登録などの事案発生を受け、全国知事会として、先月、国に対し、各省庁、地方公共団体及び関係事業者が一体となったチェック体制や誤った情報ひも付けの防止を担保する制度の構築等に取り組むことを緊急に要請したところであります。

## **六、気候危機の打開について**

企画調整部長

次に、石炭火力発電所につきましては、現時点において、電力の需給ひっ迫や再生可

能エネルギーの出力変動に対応する安定電源としての役割を果たしているものと認識しております。

国のエネルギー基本計画では、非効率な石炭火力のフェードアウトやアンモニア混焼等による高効率化の推進などが示されており、事業者においては、これらを踏まえた検討を進めていただくべきと考えております。

次に、再生可能エネルギーの推進につきましては、2040年頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出すという目標の達成に向け、阿武隈地域における風力発電の導入や共用送電線の整備、住宅用太陽光発電設備や自家消費型再エネ設備の導入支援などを進めているところであり、引き続き、再生可能エネルギーの飛躍的な推進に向け、着実に取り組んでまいります。

## 七、災害対策について

危機管理部長

次に、災害ケースマネジメントにつきましては、これまで市町村との意見交換において課題の整理を行ってきたところであり、今後、モデルとなる市町村を選定し、県や社会福祉協議会、専門職団体等で構成する検討会を立ち上げ、被災者を個別訪問するための体制づくりや、被災者の生活再建に向けた支援プラン作成に取り組むこととしております。

また、災害時に屋根のブルーシート張りやがれきの撤去等を行うNPOと被災者からの要請を調整する役割を担う災害中間支援組織が設立される予定であり、今後これらの組織とも連携を図りながら、災害ケースマネジメントの実施体制の構築に取り組んでまいります。

土木部長

建設発生土の運搬や処分における周辺住民の生活環境の保全につきましては、事業説明会等を通じて、地域の意向などを確認しながら、工事現場から処分地までの土砂の運搬における車両の振動・騒音に配慮した走行や、処分地における粉じんの飛散防止等の対策を講じており、引き続き、工事の受注者等と共に適切に取り組んでまいります。

## 八、福祉型県政への転換について

生活環境部長

高齢者の移動手段の維持・確保につきましては、通院や買物などの日常生活の足として、公共交通の果たす役割は重要であることから、広域路線バスを維持するための支援に加え、市町村が運行する乗合バスや実証事業等への支援を行っております。

今後とも、地域の実情を踏まえながら、市町村と連携し、高齢者の移動手段の維持・

確保に取り組んでまいります。

次に、高齢者に対するバスや鉄道の運賃無料化につきましては、一部の市町村や事業者において、独自に無料化や割引制度を実施しているところであり、県では、広域路線バス等の生活交通路線を維持するため、市町村や事業者に対して補助を行っております。

引き続き、市町村や事業者と連携しながら、高齢者の移動手段の確保に努めてまいります。

次に、市町村が取り組むデマンド型乗合タクシー等につきましては、県民の日常生活に必要な交通手段として重要であることから、市町村の財政力指数や過疎地域の指定の有無に応じて補助率を設定し、その運行に伴う経常損失額に対しで補助を行っております。

#### 保健福祉部長

次に、後期高齢者医療の保険料引上げにつきましては、少子高齢化が進む中、持続可能な社会保障制度を構築するため、令和6年度から保険料の段階的な引上げを行う医療保険制度改革関連法が、先月、国会において成立したところであります。

次に、子どもに係る国保税の均等割につきましては、子育て支援の観点から、軽減措置の対象範囲及び軽減割合の拡充を検討するよう全国知事会と連携しながら国に求めているところであります。

## 九、教育について

#### 教育長

教員不足を解消するために必要な教員の確保につきましては、正規教員は、いわゆる標準法により、その定数が決定されるものであります。今後とも、児童生徒数や退職予定者数の推移等を見極めながら正規教員の確保に努めてまいります。

次に、市町村立小中学校における給食費の無償化につきましては、国が、学校給食の実態調査等を行い課題を整理することとしていることから、県教育委員会といたしましては、国の動向を注視してまいります。

次に、県立高校における一人一台端末の経費につきましては、3年間の保証が付いた推奨機を設定し、学校でも家庭でも文房具として使用できるよう、個人所有とした上で、世帯所得に応じた補助を行うことにより、保護者の負担軽減を図っております。

また、エアコン稼働に係る経費については、PTA等が普通教室に設置したエアコン

のリース代や発電機の燃料費等を県が負担しているところであります。

## 【再質問】

吉田県議

再質問をおこないます。

知事に2つお聞きしたいと思います。1つは安全保障の大転換についてです。

国会において議論されるべきものという答弁ですけれども、今回の安保法制の転換というのは、本当に国民の命や暮らしに関わる大転換になるわけです。戦争する国づくりを目指すと言っても過言ではないというふうに思っています。専守防衛を旨としてきたこの日本のあり方を投げ捨てて、先制攻撃をも可能にする5年間で43兆円、史上空前の大軍拡です。日本が攻撃されていないにも関わらず、相手を攻撃することを可能にするわけです。

憲法9条の下では、全く許されるものではありません。ですから、岩手県の知事は憲法9条の立場に立った発言をしています。政治家としての発言だと思えます。知事は180万県民の命と暮らしを守る、そういう立場から、政治家として、この憲法9条を守る立場を明確にすべきです。安保法制の大転換に対して、知事の認識をお聞きします。

もう1つは、原発回帰のGX脱炭素電源法であります。

県も原発事故については、いろいろ発信をしていくと、そういうお答えでしたけれども、今まで原発に依存しない、原発の利用を低減させていくと言ってきたことから比べれば、これは180度の転換です。県も原子力に依存しない社会づくりを掲げているわけです。12年経った今でもまだまだ復興の途上です。避難地域12市町村では、14万7千人が避難し、今住んでいる方々は6万5千人、小中学校に通う児童生徒は当時の10分の1です。今でも立ち入りが制限される区域は、東京23区の半分にも及んでいるわけです、帰還困難区域として残っているわけです。まだまだ復興の途上です。

こういう時に、もう一度原発回帰を進めようという、そういう国の動きに対して、やはり福島県から反対の声を上げるべきではないかというふうに思っています。60年を超える老朽原発を運転しようなどということは全くの論外であり、原発の新增設これも論外だと思えます。この原発回帰の政策に対して、やはり撤回、中止、反対の声をですね、福島県から知事が上げるべきだと思います。もう一度お答えください。

危機管理部長に、アルプス処理水の海洋放出について再質問させていただきます。

理解を求めていくとの答弁、今までと同じ、説明を十分尽くして国の責任を果たしてもらおうというそういう答弁だったと思うんですけども、漁業者は反対して、多くの国

民は納得をしていないわけですよ。

いわき市議会でも、「関係者の理解なしには処分しない」とこの約束は守れということを行っています。川俣町議会でも反対決議をあげました。先日いわきで開いた説明会でも、国の担当者は「約束は遵守する」と言っているんです。ところが、今も漁業者は反対し、多くの県民は理解をしていない、そういうことで海洋放出などできるはずがないのではないかと、私はそういう質問をしているんです。

県もやはり漁業者との約束を重んじる立場に立ってですね、やはり海洋放出はできない(すべきでない)というそういう立場に立つことが求められるというふうに思いますので、もう一度答弁をお願いしたいというふうに思います。

## 【再答弁】

内堀雅雄知事

吉田議員の再質問にお答えいたします。

防衛費につきましては、我が国の防衛、安全保障政策に大きな関わりがあることから、国会の場で十分な議論を尽くされることが重要であると考えております。

原子力政策につきましては、福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえること、住民の安全安心を最優先にすべきこと、この2点をおろそかにしてはならないということを国に対し繰り返し申し上げてまいります。

危機管理部長

アルプス処理水の取扱いにつきましては、これまでも国に対し漁業者の皆さんに誠意を持って、丁寧かつ十分な説明を重ねることや万全な風評対策に取り組むことを繰り返し求めてまいりました。国においては引き続き、丁寧かつ十分な説明を重ねるとともに漁業者の皆さんが将来にわたり持続可能な漁業を実現できるよう、政府一丸となって万全の対策を講じ、最後まで責任を全うすべきであると考えております。

## 【再々質問】

吉田県議

(再々質問します)

海洋放出については、やはり漁業者が反対し、県民の多くが理解をしていない下では、やはりこれ認めるわけにはいかないと思います。そしてこの約束、国の約束です、漁業

者との約束、これを破ることは許されないとします。もう一度、危機管理部長の答弁をお願いしたいと思います。

保健福祉部長に、マイナンバーカードの保険証についてお聞きをいたします。

国会において十分議論がなされているという、そういうお答えでしたけれど、国会議論中もマイナンバーカードの不具合、トラブルが続出しているんです。それにもかかわらず、この法律通して、来年秋から保険証の代わりにこのマイナンバー(マイナ保険証)を使用すると、全く今の現実を見ていない議論だになっていうふうに思っています。先ほど紹介をいたしました県内の保険医協会の(調査による)トラブルは、193の医療機関のうち6割を超える医療機関でトラブルが発生しています。

具体的に言いますと、端末カードにかざしても無効・該当なし、そういう表示がされる、保険者の情報が正しく反映されていない、カードリーダーやパソコンなどの不具合で読み取りができない。ですから、やはりこれをですね、従来の保険証を残すということを求めていただきたいとします。そしてこういうトラブルを解決したのは何かといったら従来の保険証を医療機関の窓口を持って行って解決したと、全く皮肉な話だと私は思います。

命に関わる問題だと考えています。保険証との一体化は中止して、従来の保険証を残すことを求めていただきたいというふうに思いますが、再度答弁を求めます。

教育長にお伺いをいたします。

小中学校の給食費の無料化についてです。

国全体の動向を注視していくと、今全国的にも国も、子どもの学校給食費の無償化や保護者負担の軽減をすすめるという、そういう機運がですね、やっぱり市民の運動で沸き起こってきているなど感じています。しかし、福島県は日本一子育てしやすい県を掲げている県です。ですから、国の動向を注視しなくとも、全国に先駆けて小中学校の学校給食費の無料化、これ進めるべきではないかと思えます。

もうすでに県内では、8割を超える市町村が補助をおこなっています。無料化は29自治体、一部補助は22自治体でおこなっています。これほどの県内の自治体が進めているわけです。やはり、そうした財政的にも大変な市町村が行っていることに対して、県は支援をすべきではないでしょうか。今、全国的にもそういう機運がある中で、県が決断すれば、福島県の学校給食費の無料化、一部補助、実現ができるわけですから、ぜひ県の決断をお願いしたいと思います。教育長の答弁をお願いします。

生活環境部長に、高齢者の移動手段の確保についてですね、お伺いをしたいと思います。

今どこに行っても、町場であっても山間地域であっても、交通手段の確保について、



意見というのは高齢者の方を中心に出不されています。公共交通機関、これがなければ高齢者が病院にも行けない、買い物にも行けない、文化活動ができない、やはり大事な生活の一部としてですね、この交通移動手段の確保っていうのは、位置づけていくことが必要だというふうに思います。そのためには市町村への支援を拡充していくことも必要だというふうに思っています。高齢者のバスや鉄道の無料化を県の制度として実現すべきだというふうに思います。答弁を求めたいと思います。

## 【再々答弁】

危機管理部長

再質問にお答えいたします。

アルプス処理水の取扱いにつきましては、国において、引き続き漁業者の皆さんに丁寧かつ十分な説明を重ね、その思いを真摯に受け止めながら、政府一丸となって万全な対策を講じ、最後まで責任を全うすることが重要であると考えております。

生活環境部長

人口減少・高齢化の進行により、高齢者をはじめ交通弱者の移動手段の確保、これはますます重要な課題というふうになってくるというふうに認識しております。今後とも地域の実情を踏まえながら、広域路線バスを維持するための支援であるとか市町村が運行する乗合バスや実証事業等への支援等を通じ高齢者の移動手段の確保に取り組んでまいります。

保健福祉部長

マイナンバーカードと健康保険証の一体化につきましては、安全で安定的な運用に向けた対策の徹底と、必要な保険診療が確実に受けられるよう全国知事会と連携して国に求めてまいります。

教育長

市町村立学校における給食費のあり方につきましては、学校の設置者である市町村が判断すべきものであると考えております。

なお、市町村に対しては、今般の物価高騰に伴う食材費の値上げ等について、国による電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を積極的に活用し、適切に対応していただくよう周知を行ったところであります。

以上